○農林水産省告示第百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年一月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　長崎県南島原市口之津町丁字谷四九七三の二、四九八三の三、四九八六の四、字下丸尾五〇四三の五、字上丸尾五〇七九の三、字上強谷五一七七の一〇から五一七七の一二まで、五一九五の四、五一九五の五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年一月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　佐賀県武雄市武雄町大字富岡字内ノ子一〇三〇八の六

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　佐賀県武雄市武雄町大字富岡字内ノ子一〇三〇八の六

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年一月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県下呂市小坂町落合字唐谷三三七六の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年一月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県飛騨市神岡町跡津川字大伏平五六七の九、五六七の一一、五六七の一二、五六七の一六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年一月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県飛騨市神岡町跡津川字大伏平五六六の二（国有林）、五六六の一（次の図に示す部分に限る。）、神岡町土字犬帰り一四の二二、一四の二四から一四の二六まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年一月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

高根沢町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び高根沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年一月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県那須塩原市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

那須塩原市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須塩原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年一月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）